広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、神奈川区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第８条第４項に基づき、「広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザル方式による受託候補者特定の実施に関する審査

ア　参加資格の決定

イ　プロポーザル提案書の評価方法の決定

ウ　その他必要と認めるもの

(2) 特定に関する審査

ア　プロポーザル提案書の評価

イ　受託候補者の特定

ウ　プロポーザル提案書の評価結果の通知

（実施の公表）

第３条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領及び評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要等

(2) プロポーザルの手続

(3) プロポーザル提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

（プロポーザル提案書）

第４条　プロポーザル提案書の内容は、提案書作成要領（別紙１）による。

（評価）

第５条　受託候補者を特定するための評価事項は、プロポーザル提案書評価基準（別紙２）による。

２　プロポーザル提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

３　特定結果については、プロポーザル提案書提出者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第６条　プロポーザル提案書の評価にあたっては、広報よこはま神奈川区版デザイン等委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1)　提案書の評価

(2)　評価項目及びそのウエイト等、評価基準の確認

(3)　評価の集計及び報告

２　評価委員会には、区役所職員による５名以上の委員を置く。この場合において、委員は２名以上を、神奈川区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員とする。

３　評価委員会の委員長は、評価委員となった選定委員会委員の中から選定するものとする。

４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席をもって成立する。

５　委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

（特定結果の公表）

第７条　受託候補者を特定した場合は、委託内容、提案者、各提案者の順位、評価点数、評価基準、評価委員会の開催経過等について、原則、契約締結後、契約結果の公表と併せてホームページに公表する。

附則

この要領は、令和元年 12 月 19 日から施行する。